

## 6.5 教育の質の向上

### 進捗状況報告

2005年度より全学的な方法に則した授業評価を各学期ごとに実施している（春学期・秋学期の年2回）。またFD研修会を現在、春学期・秋学期の年2回開催し、まずは専任教員についてシラバスにおける最低水準の情報（講義目的、授業内容、授業方法、教科書、参考文献、成績評価方法、授業評価方法、準備学習等）について共通の理解を持ち、学生に提示するように周知している。今後は授業評価のフィードバックについて、また非常勤講師担当授業科目も含めたシラバスの充実について検討していく。

学術奨励奨学金については、2005年度より学部生対象の顕彰奨学金を設置した（「Dr. William D. BRAY Memorial Scholarship」「甲陽園五月ヶ丘キリスト教集会奨学金」）。選考におけるGPAの活用については、すべての在籍学生に適用されていないこともあり（GPA制度の導入は2005年度入学生からである）、いまなお検討中である。

### 学内第三者評価

認証評価において指摘されたシラバスについては、基礎的な要件を定め、教員間で共通の理解を持って学生に提示するように周知しており、改善が進んでいると評価できる。

FDに関しては、大学基準協会が2006年度に受けた認証評価の評価結果において、助言として「授業評価は2005年度に全学で実施しているが、その結果を授業改善にどのように反映させるのか具体的な方策が明確にはなっていない」との指摘を全学的に受けている。

大学としては全学的な傾向を分析した報告書を作成しているが、学部においても2005年度およびそれ以降の授業評価の結果を分析し、それに基づいてFD活動の具体的な方策を定め、早急を実施していくことが強く求められる。2008年度には大学設置基準が改正され、大学院に続いて大学においてもFDは義務化される

（※）。2010年度には大学基準協会に対して助言を受けた点について改善報告書を提出する必要がある、授業評価およびFD活動については2007年度の重点政策課題として取り組むべきである。

また、2006年度の授業評価に関する教員のコメントの提出率が低いのは、本学の教育の質の向上に関する取り組みの信頼性を問われかねない。2008年度に全学的な授業評価を実施する際は、各学部・研究科で2005年度のデータと比較し、3年間で改善がどのように進んだかについて検証する必要がある。取り組みや改善の進展に関しては透明性が高く、検証が可能で実証的な説明ができるように取り組むことが望まれる。

※大学設置基準（2008年度より）

第25条の3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

大学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修を実施するものとする。